

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和7年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	観光スポーツ部スポーツ振興課
指定管理者	白馬村

1 施設名等

施設名	長野県白馬ジャンプ競技場	住所 電話 ホームページ	長野県北安曇郡白馬村大字北城3609 0261-72-7611 -
-----	--------------	--------------------	---

2 施設の概要

設置年月	平成5年1月	根拠条例等	長野県白馬ジャンプ競技場条例
設置目的	スポーツの振興を図るため		
施設内容	ジャンプ競技場(ラージヒル) リフト、スタートタワー等		
利用料金	リフト(1人1回)大人370円・小人220円、(1人半日)大人800円・小人480円、(1人1日)大人1,600円・小人960円 リフト以外の施設 15,000円～420,000円		
開所日			
開所時間	8:30～16:30(12月1日から翌年3月31日までは9:00～15:30)		

3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成17年度	管理委託	白馬村
平成18年度～20年度	指定管理	白馬村
平成21年度～23年度	指定管理	白馬村
平成24年度～26年度	指定管理	白馬村
平成27年度～令和元年度	指定管理	白馬村
令和2年度～6年度	指定管理	白馬村
令和7年度～11年度	指定管理	白馬村

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	白馬村	指定期間	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日(5年間)
選定方法	非公募(随意指定)		

5 指定管理料(決算ベース)

令和7年度(A)	令和6年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
47,485 千円	51,888 千円	-4,403 千円	
		増減理由	R6は原油価格高騰の影響による光熱費高騰分の損失補填分を上乗せしていたため

6 指定管理者が行う業務

・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・競技場の利用の許可及び利用料金に関する業務 ・上記業務に付帯する業務
--

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数・利用件数・稼働率】(単位:人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度(A)	1,257	5,667	2,029	4,957	9,526	3,459	3,359	2,279	224	471	1,180	1,640	36,048
令和6年度(B)	1,732	6,008	2,342	4,827	12,232	4,945	4,377	2,796	124	775	647	613	41,418
(A)/(B)	72.6	94.3	86.6	102.7	77.9	69.9	76.7	81.5	180.6	60.8	182.4	267.5	87.0
増減要因等	観光客数、競技者数の減少。												

(2) 利用料金収入(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度(A)	560	2,212	1,399	3,390	6,524	2,372	2,442	1,620	153	345	864	1,149	23,030
令和6年度(B)	760	2,439	998	1,995	5,164	2,140	1,945	1,241	52	339	290	262	17,625
(A)/(B)	73.7	90.7	140.2	169.9	126.3	110.8	125.6	130.5	294.2	101.8	297.9	438.5	130.7
増減要因等	白馬ジャンプ競技場リフト乗車料金増額による上昇。												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
有	・リフト利用料金の値上げ ・施設使用料の値上げ

(4)開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和7年度(A):323日	令和7年度(A): 8:30～16:30	無	
令和6年度(B):311日	令和6年度(B): 8:30～16:30		

(5)サービス向上のため実施した内容

・施設内外の美化活動の実施(プランターや花壇に季節の花植・場内周辺の除草および清掃の徹底)
・目的利用の誘致を実施、音楽フェスの開催
・ジャンプ競技場の情報提供(来場者向けに施設及び選手のトレーニング情報、競技者向けに天候や風の情報をSNSで日々発信)
・選手、コーチとの情報共有を密に行い競技利用者の要望に合わせたトレーニング環境の改善に努めた。(ルール改訂情報の掲示、トレーニング器具の新設、補助や道具の貸出し等)

(6)その他実施した取組内容

・学習旅行団体等案内を希望される方への対応を行った。特に競技経験者によるジャンプ競技の魅力を伝える取り組みを実施した。
・安全教育、接遇研修、施設設備のメンテナンス講習会の実施により利用者の安全性及び利便性を確保した。
・施設全体の設備点検を確実に実施、不良個所を早期に発見し競技場従業員による早期修繕に対応した。索道設備・競技設備における日々のメンテナンスにも力を入れたが、2月26日索道リフトブレイキユニット故障により当日及び翌日終日運休。28日より運転再開した。トレーニング中の事故や競技会中の設備トラブル、索道事故は0件に抑えることができた。
・夏季にスポーツ推進を目的としたスポーツイベントを開催した。(Water Sports Festivair in Hakuba)
・スキージャンプ、クロスカントリースキー普及を目的とした子供向けイベントの企画

(7)利用者の主な声及びその対応状況

・キャッシュレス対応要望→R7に機材購入、R8に対応開始予定。
・ホームページがない為、営業状況等が確認できない→R8制作予定であり先方業者と打合せ中。Instagram、X、Facebookを活用し積極的に情報提供に取り組んだ
・飲食スペースがない→SKY CAFÉ HAKUBAオープンにより解消。
・来場記念になるお土産を制作してほしい→ジャンプスーツをリメイクしたグッズなど、施設の特徴を生かしたオリジナルグッズを制作・販売。
・ジャンプ競技に特化したトレーニング器具の要望→競技場従業員で自主製作(バランス系バンク・助走シミュレーション用スロープの作成)
・(競技利用者より)クラブハウス内トイレの改修、防風ネット更新、人工芝の劣化による滑走不良、クラブハウスへの冷房設備設置→防風ネット更新についてはR8長野県対応予定。その他は対応できていないため、長野県・ジャンプ競技場と協議が必要

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指 定 管 理 者	所 管 課	評価
施設の目的に沿った管理運営	協定書・仕様書及び事業計画書に基づき実施した。	協定書、仕様書に基づき、施設の設置目的に沿った管理運営が実施されたと認められる。	B
平等な利用の確保	申請順に受付・許可を行い平等な利用を確保した。	平等な利用が確保できたと認められる。	B
利用者サービス向上の取組	施設周辺の環境整備及び施設の点検・改修等を閑散期に集中して行った。	利用者の要望に柔軟に対応するほか、利用者の安全確保等に努めるなど、利用者へのサービス向上に努めている。	B
自主事業	競技会、記録会、子供向けのイベントを開催し、ジャンプ競技場の振興に寄与した。	本州唯一のラージヒルジャンプ競技場を有効活用するとともに、県民にトップレベルの競技を観戦する機会を提供するなど、ジャンプ競技の振興に寄与している。	B
職員・管理体制	勤務員6名、臨時職員4名、季節雇用5名 計15名 ・仕様書及び事業計画書に基づく職員配置を行った。 ・毎月事業所会議・安全衛生会議を開催した。	仕様書及び事業計画書に基づく職員配置が行われ、円滑な管理運営体制がとられている。	B
収支状況	施設の老朽化により、大規模な修繕が必要となっているが、修繕が追い付いていない。軽微な修繕を可能な限り職員で対応し、経費削減に努めた。	引続き利用者へのサービス向上に配慮し、収入確保及び経費削減に努めていただきたい。	B
総合評価	索道事業者と共に安全安心な運営に心がけ、効率的な管理を行った。特にリフト測定検査や索受装置の整備等を行い、利用者の安全確保に努めた。施設面では老朽化による修繕必要箇所が年々増加しているため計画的な改修等が必要。	概ね仕様書等の内容通りの成果があり、適正な管理運営が行われている。	B

＜評価区分＞
A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項 目	指 定 管 理 者	所 管 課
施設の管理運営の課題	施設・設備の経年劣化、老朽化に伴い修繕費が増加している。今後開催される競技会に支障がないよう施設の改修を長野県と協議して進めていきたい。	建設から30年以上が経過し、施設が老朽化しているため、緊急度を考慮し、計画的な修繕・改修に努める。 ラージヒル柱脚改修工事、防風ネット改修工事及び電灯設備改修工事を令和8年度から実施する。